

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	八王子市 母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八王子市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいそのほかの事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講ずることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

八王子市長

公表日

令和3年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	<p>母子保健に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ・ 新生児の訪問指導の実施に関する事務 ・ 健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ・ 妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ・ 母子健康手帳の交付に関する事務 ・ 妊産婦の訪問指導の実施又は診療を受けることの勧奨に関する事務 ・ 低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ・ 未熟児の訪問指導の実施に関する事務 <p>【マイナポータルにおけるお知らせ通知の事務内容】 マイナポータルのお知らせ機能を用いて申請者本人・保護者に対して妊婦健康診査・乳幼児健康診査の勧奨通知を行う。</p> <p>【東京共同電子申請・届出サービスにおける事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 母子保健法(昭和四十年八月十八日法律第百四十一号)等の規定に基づき、妊娠の届出の受付等を行っている。 ・ 市民等が属性に応じて必要な情報を検索できるよう、母子保健に関する事務に係る情報を登録する。妊娠の届出の受付に関する事務において必要となる申請内容、個人番号、個人情報(申請・届出力様式及び申請付帯情報入力画面、又は、抽出データ等により取得するもの)と電子申請時の本人性確認情報等の電子申請データファイルの取得・受け渡しを行う。 <p>※特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。母子保健法による乳児又は幼児に対する健康診査に関する情報、妊娠の届出の受付、妊婦健康診査・乳幼児健康診査に係る電子的なお知らせ等の送受信をマイナポータル等を介して行う。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総合健診システム 2. 東京共同電子申請・届出サービス 3. 住民基本台帳ネットワークシステム 4. 中間サーバー 5. 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
	<ol style="list-style-type: none"> 1. 総合健診システム 母子保健事業情報ファイル 2. 東京共同電子申請・届出サービス 電子申請データ 電子申請抽出データファイル 3. 住民基本台帳ネットワークシステム 4. 中間サーバー 5. 団体内統合宛名システム
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の49の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条第1項第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号・第11号 母子保健法第15条 母子保健法施行規則第3条第1項第2号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法第19条第1項第8号 別表第二の56の2の項・69の2の項 ・ 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条第1項第8号・第38条の3第1項第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	八王子市医療保険部大横保健福祉センター・東浅川保健福祉センター・南大沢保健福祉センター
②所属長の役職名	館長

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒192-0062 東京都八王子市大横町11-35 八王子市医療保険部大横保健福祉センター (〒192-8501 東京都八王子市元本郷町3-24-1 八王子市役所本庁舎事務棟1階 市政資料室内 情報公開・個人情報保護コーナーでも受け付ける。)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒192-0062 東京都八王子市大横町11-35 八王子市医療保険部大横保健福祉センター 電話 042-625-9128

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年6月22日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年6月22日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月4日	I-5② 所属長	森田聖二	廣瀬重美	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年9月14日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年10月20日	平成29年3月31日	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年9月14日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年10月20日	平成29年3月31日	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年11月9日	I-1-②事務の概要	記載なし	<p>【マイナポータルにおけるお知らせ通知の事務内容】 マイナポータルのお知らせ機能を用いて申請者本人・保護者に対して妊婦健康診査・乳幼児健康診査の勧奨通知を行う。</p> <p>【東京共同電子申請・届出サービスにおける事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 母子保健法（昭和四十年八月十八日法律第百四十一号）等の規定に基づき、妊娠の届出の受付等を行っている。 ・ 市民等が属性に応じて必要な情報を検索できるよう、母子保健に関する事務に係る情報を登録する。妊娠の届出の受付に関する事務において必要となる申請内容、個人番号、個人情報（申請・届出入力様式及び申請付帯情報入力画面、又は、抽出データ等により取得するもの）と電子申請時の本人性確認情報等の電子申請データファイルの取得・受け渡しを行う。 <p>※特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。妊娠の届出の受付、妊婦健康診査・乳幼児健康診査に係る電子的なお知らせ等の送受信をマイナポータル等を介して行う。</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前提出。
平成29年11月9日	I-1-③システムの名称	1. 総合健診システム 2. 東京共同電子申請・届出サービス	1. 総合健診システム 2. 東京共同電子申請・届出サービス 3. 住民基本台帳ネットワークシステム 4. 中間サーバー 5. 団体内統合宛名システム	事前	事後で足りるものの任意に事前提出。
平成29年11月9日	2. 特定個人情報ファイル名	1. 総合健診システム 母子保健事業情報ファイル 2. 東京共同電子申請・届出サービス 電子申請データ	1. 総合健診システム 母子保健事業情報ファイル 2. 東京共同電子申請・届出サービス 電子申請データ 電子申請抽出データファイル	事前	事後で足りるものの任意に事前提出。
令和1年6月10日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	-	館長	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 1.提出する特定個人情報保護評価書の種類	-	基礎項目評価書	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 2.特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	-	十分である	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 3.特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 3.特定個人情報の使用 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	-	委託しない	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 5.特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	-	提供・移転しない	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	-	接続しない（入手）	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	-	接続しない（提供）	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 7.特定個人情報の保管・消去	-	十分である	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月10日	VI リスク対策 8.監査	-	自己点検、内部監査	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月10日	VI リスク対策 9.従業者に対する教育・啓発	-	十分に行っている	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年11月14日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健に関する事務であって主務省令で定めるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ・ 新生児の訪問指導に関する事務 ・ 健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ・ 妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ・ 母子健康手帳の交付に関する事務 ・ 妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨に関する事務 ・ 低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ・ 未熟児の訪問指導の実施に関する事務 <p>※特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。妊娠の届出の受付、妊婦健康診査・乳幼児健康診査に係る電子的なお知らせ等の送受信をマイナポータル等を介して行う。</p>	母子保健に関する事務であって主務省令で定めるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ・ 新生児の訪問指導の実施に関する事務 ・ 健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ・ 妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ・ 母子健康手帳の交付に関する事務 ・ 妊産婦の訪問指導の実施又は診察を受けることの勧奨に関する事務 ・ 低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ・ 未熟児の訪問指導の実施に関する事務 <p>※特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。母子保健法による乳児又は幼児に対する健康診査に関する情報、妊娠の届出の受付、妊婦健康診査・乳幼児健康診査に係る電子的なお知らせ等の送受信をマイナポータル等を介して行う。</p>	事前	事後で足りるものの任意に事前提出。
令和1年11月14日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の49の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条第1項第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号	番号法第9条第1項 別表第一の49の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条第1項第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号 母子保健法第15条 母子保健法施行規則第3条第1項第2号	事前	事後で足りるものの任意に事前提出。
令和1年11月14日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	情報提供の根拠 <ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法第19条第7号 別表第二の56の2の項 ・ 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条 <p>※情報提供のみ実施。情報照会については実施しない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法第19条第7号 別表第二の56の2の項・69の2の項 ・ 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条第1項第8号・第38条の3第1項第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号 	事前	事後で足りるものの任意に事前提出。
令和1年11月14日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日時点	令和1年10月1日時点	事前	事後で足りるものの任意に事前提出。
令和1年11月14日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日時点	令和1年10月1日時点	事前	事後で足りるものの任意に事前提出。
令和1年11月14日	VI リスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分に行っている	事前	事後で足りるものの任意に事前提出。
令和2年10月21日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和1年10月1日時点	令和2年6月22日時点	事前	事後で足りるものの任意に事前提出。
令和2年10月21日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和1年10月1日時点	令和2年6月22日時点	事前	事後で足りるものの任意に事前提出。
令和3年7月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の49の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条第1項第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号 母子保健法第15条 母子保健法施行規則第3条第1項第2号	番号法第9条第1項 別表第一の49の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条第1項第1号・第2号・第3号・第4号・第5号・第6号・第7号・第8号・第11号 母子保健法第15条 母子保健法施行規則第3条第1項第2号	事後	重要な変更の対象である記載項目以外の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年7月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法第19条第1項第7号 別表第二の56の2の項・69の2の項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 番号法第19条第1項第8号 別表第二の56の2の項・69の2の項 	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正による号ズレに伴う変更事後で足りるものの任意に事前提出